

山梨県公報

号外第四十一号

平成二十八年

六月二十四日

金 曜 日

目 次

規 則

○山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第三十二号

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十四日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(平成十三年山梨県規則第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項から第六項までの規定中「平成二十八年六月三十日」を「平成三十一年六月三十日」に改める。

附則別表一の一の項及び二の項中「一五」を「二二」に、同表六の項中「五〇」を「四〇」に改める。

附則別表二中

四〇	五〇	五〇	五〇
----	----	----	----

を

三〇	四〇	四〇	四〇
----	----	----	----

に、

金属鉱業	一〇〇
粘土瓦製造業(うわ薬瓦を製造するものに限る。)	一二〇

を

金属鉱業

に、「一五〇」を「二二〇」に、

電気めつ

畜産農業

き業

三〇〇

を

畜産農業

に、

一、七〇〇

一、七〇〇

三、〇〇〇

を

一、

一、

二、

五〇〇

六五〇

九〇〇

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番